

# 父子家庭の方にも

## 児童扶養手当が支給されます

平成22年8月1日から、父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当とは、離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親または母親と生計をともにしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

この手当は、申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

### ◆父子家庭の支給要件

- 次の1～8のいずれかに当てはまる児童（18歳の年度末、または20歳未満で政令の定める程度の障がいのある方）について、父がその児童を監護（保護者として生活の面倒を見ること）し、かつ、生計を同じくしている場合。
- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 母が死亡した児童
- 3 母が重度の障がいの状態であり、かつ、母に支給される障害年金の加算の対象になつていない児童
- 4 母の生死が明らかでない児童

児童扶養手当・所得制限限度額表

扶養人数	受給資格者本人		《扶養義務者》 所得制限額
	全部支給 所得制限額	一部支給 所得制限額	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※受給資格者本人、配偶者および同居している扶養義務者（父母、子、祖父母、兄弟など）の前年分（1～6月までの間に請求するときは前々年分）の所得により、その年の8月から翌年7月までの一年分の支給額が決定されます。所得制限限度額以上であるときは、手当の支給が制限されます。

5 母が1年以上遺棄（連絡がとれず、児童の養育を放棄していること）している児童

6 母が1年以上刑務所などに拘禁されている児童

7 母が婚姻せずに生まれた児童

8 母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

※ただし、次のような場合には手当が支給されません。  
・父または児童の住所が日本国内にないとき

・父または児童が公的年金を受給することができるとき（全額支給停止の場合を除く）

・児童が母の死亡について遺族補償などの給付を受けられる場合で、この給付の発生事由から6年を経過していないとき

・母に支給される公的年金の加算の対象になつていないとき

・里親に委託されているとき

・母と生計を同じくしているとき（母が重度障がいの場合を除く）

除く）

・父の配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）に養育されているとき

・児童福祉施設に入所しているなど、父が養育していると認められないとき

・受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者（住民票を世帯分離している場合も含む）の所得が、所得制限以上になる

とき

◆手当の支給  
○支給額

【支給対象児童1人の場合】  
・全部支給

↓月額4万1720円

・一部支給（所得により変動）  
↓月額4万1710円

～9850円

※所得により全部支給停止もあります。

【支給対象児童2人以上の場合】  
全部支給・一部支給ともそれぞれ上記の金額に、第2子については5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。

◆受給するには  
児童扶養手当を受給するには、

市役所児童福祉課で申請手続きが必要

です。

申請の時期についての取り扱いは次のとおりです。

●すでに父子家庭としての支給要件に該当している方は、8月1日より前でも申請ができます。

●11月30日までに申請いただくと、次の取り扱いとなります。

・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方

↓11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方

↓11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月・11月分が支給されるのは12月です。

●11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、早めに手続きをしてください。

◆申請手続き  
申請にあたっては父および児童の戸籍謄本（抄本）などが必要になります。詳しくは児童福祉課まで問い合わせください。

問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎58

2111（内線1162）

広報つくばみらい7月号 (No.52)

8